

子どもの貧困対策としての子どもの居場所とフードパントリー



県立広島大学保険福祉学部教授 田中 聡子

～要旨～

子どもの貧困対策において、経済的な支援に加えてサービス提供が重視されるようになってきている。つながりや社会参加の機会、あるいは生活環境を整備するなど、親と子の日常生活の有り様が貧困対策の指標として取り上げられている。近年、貧困対策事業として、子どもの居場所が推進されている。本稿では、子どもの貧困対策で新たに指標に加えられた生活支援の取り組みにおいて、子どもの居場所がなぜ期待されているのかを整理する。その上で、新型コロナウイルス感染症下で、集合型の子どもの居場所に代わり、活動が広がったフードパントリーが持つ役割や機能について探索的な研究方法によって明らかにする。結果、子どもの居場所が提供するフードパントリーは、食料支援というだけでなく、支える人と支えられる人をつなぎ、参加しやすい地域の活動となる。また、運営側は親と子の生活背景を理解し、困窮家庭に対して民生委員との連携を通して、自然な流れで支援につなげていくように工夫があり、貧困対策として機能していると言える。

1 貧困対策としてのつながりと社会参加

子どもの貧困という言葉が社会福祉の研究、実践および政策において使用され、広がった契機は2008年のリーマンショックであろう。「平成22年国民生活基礎調査」¹⁾においてはじめて相対的貧困率が政府によって公表された。相対的貧困率が16.0%、子どもの貧困率（17歳以下）は15.7%であった。この数値がクローズアップされ、世間の関心を集めた。

相対的貧困率は「等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分である貧

困線を下回る所得しか得ていない者の割合」（厚生労働省）²⁾である。つまり、経済的に厳しい人がどれくらいなのか、量として示すものである。そうであるならば、所得が増加すれば、相対的貧困率は改善することになる。そこで、所得改善のため貧困対策として、就労支援などが積極的に推進されるのである。福祉から労働へとするワークフェア政策³⁾である。

しかし、経済的困窮に至る様々な背景を持つ人々が必ずしもすぐに所得が改善されるほどに就労できるとは限らない。そこで、2004年12月の「生活保護制度の在り方に関する専門委員会 報告書」において、「就労による経済的な自

立を目指す就労自立支援のみならず、被保護世帯が地域社会の一員として自立した生活を営むことができるようにするため、日常生活自立支援、社会生活自立支援の観点からのメニューも十分に整備することが重要である。」⁴⁾と示された。この考え方は生活困窮者自立支援制度へ引きつがれ、本人の状態に応じた自立を支援することとなっている。また、「生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい」⁵⁾と示されている。低所得者に対する自立支援において社会参加やつながりづくりが重視されるようになった。子どもの学習支援事業にも、日常生活主観の形成・社会性の育成のため居場所の提供が明記され、1/2の国庫補助事業となった。

経済的な困窮状況に陥った場合、経済的な支援だけでなく、サービス提供が必要になるということである。そこで、閉じこもりや孤立した状態、あるいは生活環境の悪化や健康状態の悪化を防ぐための社会参加や他者との関係性を構築するためのサービスが重視される。一方で、経済的困窮により、既に、養育環境の悪化やネグレクト、あるいは閉じこもり、失業、家賃滞納や住居消失など、問題が起こっている場合は、問題解決に向け、介入するような専門的なサービス提供が必要となる。

2 子どもの貧困対策に見る貧困の指標

2013年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、子どもの貧困対策を推進するための大綱が定められた。2014年には、「子供の貧困対策に関する大綱（以下「平成26年子供の貧困対策大綱」という）」⁶⁾が閣議決定された。何をどう改善するのか、貧困の指標を定め、様々な施策を実行することとなった。ここで定められた指標が貧困対策の指標となる。生活保

護世帯に属する子供の高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率、生活保護世帯に属する子供の大学等進学率、生活保護世帯に属する子供の就職率などの生活保護世帯の子どもの進路に関する指標、児童養護施設の子どもの進路、ひとり親家庭の子どもの進学率や就職率やスクールソーシャルワーカーの配置数、就学援助費の周知状況や奨学金の利用状況など、子どもの進路や教育支援に関する指標など25指標が設置された。子どもの貧困の状況を子どもの進学率や就職率などで測り、改善していこうとするものである。

「平成26年子供の貧困対策大綱」は5年を目途に見直し検討された。2019年「子供の貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、基本理念に子供の最善の利益の優先考慮、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記された。「子供の貧困対策に関する大綱（以下「令和元年子供の貧困対策大綱」という）」⁷⁾が2019年11月に示された。令和元年子供の貧困対策大綱では、従来の学力保障や高校中退予防などの教育支援体制の整備に加えて、妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援、生活困窮者家庭の親の支援などが重点施策となった。子どもが所属する家庭への支援、特に養育環境の改善や生活安定を目標として、生活支援と支援体制の強化が明記された。「令和元年子供の貧困対策大綱」では、子供の貧困に関する指標に関して、平成26年子供の貧困対策大綱における子どもの進路に関する指標に加えて、生活の安定に資するための支援として公共料金の未払い経験や食料又は衣服が買えない経験など、子どもが所属する世帯の生活水準を図る指標が追加された。さらにひとり親世帯では重要な事柄の相談やお金の援助などソーシャルサポートネットワークの状況なども

指標化された。子どもの貧困をより、親との関係や生活状況、親の就労や社会関係、家計の状況から把握するように意図したと言える。

3 子どもの貧困対策としての子どもの居場所づくり

子どもの貧困対策において子どもの生活支援のひとつとして、子どもの居場所づくりに関する支援が重点施策としてあげられている。同じく教育の支援においても地域による学習支援が明示されている。こうした居場所や学習支援は子どもの貧困対策大綱以前にも、困窮世帯の子どもに対して先駆的なNPO法人や任意団体が全国各地で実践してきた。そうした活動を評価し、より積極的に子どもの貧困対策として推進していこうというものである。親が経済的に厳しい家庭の子どもが親と同じく社会参加の機会や教育の機会が十分に保障されないことに対して、社会的な居場所におけるつながりづくりや学習支援をサービスとして提供することが政府の対策として進められたと言える。

2012年頃から少しずつ増えていった子ども食堂は民間発の活動である。2012年に設立された豊島子どもWAKUWAKUネットワークは無料学習支援を集会場ではじめ、その後子ども食堂を開始している⁸⁾。多くの子ども食堂は自主財源で運営しているにもかかわらず、増える一方であった。子ども食堂の全国的なネットワークである「NPO法人全国子ども食堂支援センターむすびえ」のホームページには2022年12月で7,000か所と示されている⁹⁾。

地域の大人が自主的に設立し、運営しているのが子ども食堂である。「地域しか居場所がない子どもたちが、そこで親でもない、先生でもない、重要な他者につながる。子どもとつながることで結果的に親にもつながり、親の抱えてい

る問題が見える」(栗林、2016:93)。子ども食堂や学習支援は、教室では見えない子どもの課題、家庭の課題を支援者が発見する場でもある。

このような学習支援や子ども食堂は政府の貧困対策において重要な施策となっている。子どもの居場所の構成条件として住田(2003:5)は「そこで自己を承認し確認し、自己肯定感や安心感を感じて安らぎを覚え、ホッと安心して居られる」と論じている。また、「そこに居る他者から受容され、肯定されていると実感できるような場所」だとも言っている。経済的に厳しい家庭や何かしらの課題を抱える家庭の子どもが、こうした居場所に来て支援者と出会うことが大事である。貧困対策として、子どもの居場所が期待されるのは、支援者とながり、課題への早期対応につながる場であるからであろう。

4 コロナ禍でのフードパントリーと子どもの居場所 —子どもの居場所づくりネットワークに参加する団体へのグループインタビューを通して—

2020年の春に新型コロナウイルス感染症対策から前述の集合型の居場所づくりは活動自粛や規模と時間の縮小などの活動制限を行った。長引く感染症対策の影響で、収入の減少や失業も増加した。子育て世代も影響を受け、収入が減少した家庭も多い。特にその影響はひとり親家庭に大きい。

子ども食堂を運営する人々は、中断しただけで終わらせていない。子ども食堂の代わりにテイクアウトの弁当を作って配るなど、工夫して実施した団体のいくつかは、新聞やテレビで報道された。こうした報道を見て、自分たちでもテイクアウト形式をやってみようと、挑戦する団体が増えた。

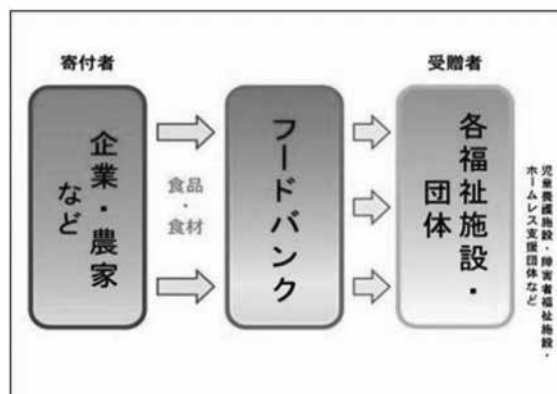
コロナ禍で、収入が減少し、食費や水光熱費

の節約、子どもの教育費への影響などがインターネットや新聞、テレビなどを通じて報道された。特にひとり親家庭の生活困窮や若年非正規雇用労働者などが家賃すら支払うことが難しくなっているなどのケースも報道され、社会的な関心は高まった。都市部で行き場を失くした人々が公園で食料支援に並ぶ姿が幾度となく報道された。

筆者が2020年度に実施した「保育所利用児保護者に対する調査」¹⁰⁾において、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した家庭が31.3%であった。世帯別ではふたり親世帯で収入が減ったのは29.9%である。ひとり親世帯では46.7%になっている。この調査では、水光熱費などの支出が増えた世帯は69.5%になっている。収入が減少し、支出が増加しているの、家計が逼迫する世帯が一定数は存在する。

そこで、子ども食堂をはじめとする集合型の子どもの居場所を実施する団体がコロナ禍において、新たな取組としてフードパントリーなどの食料支援を開始した。フードパントリーについて埼玉フードパントリーネットワークのホームページ¹¹⁾では、「誰もが食に困ったときに無償で食の支援が受けられる場所（活動）」とされている。つまり、フードバンクや企業や民間から集まった食材を無償で提供する活動だと言える。農林水産省では「生産・流通・消費などの過程で発生する未利用食品を食品企業や農家などからの寄付を受けて、必要としている人や施設等に提供する取組」¹²⁾をフードバンク活動としている。また、フードバンク活動を推進するため「食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策事業」や「フードバンク活動強化緊急対策事業」「食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援」等支援策を2022年度に農林水産省で予算化している。支援策の狙いは、「新型

図1 農林水産省 フードバンク



(出所) https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html (2023/3/13)

コロナウイルス感染症の影響の長期化により、子ども食堂や生活困窮者等へ食品を届きやすくすることが重要になっており、食品ロス削減を図りつつ子ども食堂等に対して食品の提供を行う¹³⁾ことである。食品ロスの削減と生活困窮者などへの食料支援の2つの機能が期待されている。フードバンクに集まった食品や食材を福祉施設団体に対して提供する。この福祉施設団体は児童養護施設や障害者福祉施設、ホームレス支援団体などであり、福祉ニーズがある人を想定している。

(1) 「子どもの居場所づくり」に参加する団体へのグループインタビュー

地域社会において、つながりが乏しく孤立しがちな子育て世帯に対して、子どもの居場所を運営する団体が自主的に実施したフードパントリーが持つ意義と機能について探索的な方法により明らかにする。なお、本調査は「令和4年度 県立広島大学重点研究事業地域課題解決研究」の一環として実施した。

(グループインタビューの概要)

グループインタビュー対象者はA市において子どもの居場所を実施している団体の担当者7

人である。各団体はNPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、任意団体である。2019年までは対面型の居場所事業を運営していた。しかし、集合型の居場所事業が2020年の春以降は、新型コロナウイルス感染症対策により、難しくなった。各団体は、もともと自分の居住する地域において、子どものためにできることはないかという動機で、活動している。コロナ禍でも、地域の実情をよく把握している。孤立した親子がいることや、休業要請で仕事に行けないので、収入が減少した家庭があるということをキャッチし、フードパントリーを始めた。感染症対策が緩和され、子ども食堂をはじめとする集合型の居場所を開始した。しかし、各団体ではスタッフが話合い、食料支援としてのフードパントリーを継続実施している。また、1つの団体以外は、子どもの居場所以外の事業を本業としている。なお、この研究の子どもの居場所とは、子どもを対象としたつながりづくりの場を提供する活動の場としている。

倫理的配慮

インタビュー対象者に事前に調査の方法や内容を文章と口頭で説明し、同意を得て実施した。録音データの厳重な管理などを説明し、調査

協力者の同意を得た上で、録音し文字データとした。調査協力者を特定できる個人情報はすべて匿名化している。なお、本調査については県立広島大学研究倫理審査を受審し、承認（第22MH024-01号）を得ている。

分析方法：

インタビューガイドの質問項目は、①食料支援の必要性と意義、②実施する上での工夫、③課題のある利用者への対応、④活動をする上での改善点や課題である質問項目に沿ってインタビューを進めた。逐語録を作成し、まとまりのある文脈ごとに簡単な文にして42枚のKJラベルを作成した。狭義のKJ法¹⁴⁾に準じて分析を行った。

調査期間と時間

調査は2022年の12月に実施した。インタビュー時間は約1時間である。

(2) グループインタビュー調査の結果

狭義のKJ法によってまとめた結果、6つのカテゴリー（島）ができた。図2の太字はシンボルマーク、【 】は上位カテゴリーである。以下に6つのカテゴリーについて述べる。〈 〉は

図2 6つのカテゴリー

<p>バリアフリーな居場所 【食料支援を通して親子が楽な気持ちで元気になる居場所にした】</p>	<p>個別性・専門性 【生活ニーズのある人への支援が上手く届くため、専門的な配慮と個別支援が必要】</p>	<p>SNSで情報発信 【様々な媒体で情報発信すること活動を応援する人を増やし、一方で支援を必要とする人を勇気づける】</p>
<p>当たり前の生活経験 【多様な人々と相互に関わることで、今まで機会のなかったあたり前の生活体験と主体的な学びが増える】</p>	<p>生活技術の伝承 【調理経験がなく今まで手が出せなかった食材に対してレシピを作り、説明すると食べてもらえて、お母さんの経験も広がる】</p>	<p>学校の壁 【スクールソーシャルワーカーが間に入っても不登校気味の子ども達が居場所を活用することに対して学校により判断が異なり、連携が難しい】</p>

(出所) 筆者作成

下位カテゴリー、「 」は元ラベルになる。

【食料支援を通して親子が楽な気持ちで元気になる居場所にしたい】

地域の子育て世帯や若者、地域とつながりにくい子育て世帯や閉じこもり気味の子どもと一緒に、気軽に立ち寄れる居場所にしたいというカテゴリーである。

＜保護者が気軽に参加、交流し、元気になるような地域の活動がしたい＞

「居場所を利用している子どもの保護とは関わりのあるけれど、そうでない保護者が気軽に来てほしい。余裕がないんですよね。仕事して家庭のこともして。」「30代、40代の現役世代は余裕がないので、地域の子どもと関われるきっかけをつくりたい」、「子どもが来れなくても、お母さんが来て、話をして楽しかったと言ってもらえる。お母さんが元気にならないと（子育てでは）ダメなんでね。」

＜食事・食材提供によって気軽に立ち寄りやすい空間、一息つける空間がある居場所となっている＞

「うちは常設のフードパントリーをしている。日時を決めていないけど、来られた方が自由に（食材を）持って帰って、なくなったらまた補充して」、「地域の相談もしているので、こんなこと（子ども食堂）をしていますと、声をかけています。」、「軽食を向いの喫茶店と協力して20食ほど提供している。普段、喫茶店として出している物と同じようなレベルのものを、ちょっと格安で（提供している）。ちょっときっかけがないと、来られない子どももいるので、持ち帰りもできるけど、喫茶店で一息ついて（ほしい）。」など居場所に来るきっかけづくりのために食事提供をしているところもある。

【生活ニーズのある人への支援が上手く届くため、専門的な配慮と個別支援が必要】

運営者は地域で子育て世帯が困窮している事情は理解できている。しかし、困窮世帯やひとり親家庭に対象者を限定することや、ラベリングすることはしない。対象者は広く、地域の誰でも参加できるようにしている。その上で、フードパントリーの場合は食料支援だけでなく、子どもや親の生活や親子関係について理解していくことが大事だというカテゴリーである。

＜活動を通して親と子の困難や生活ニーズを理解しながら、さりげなく支援につながるのがよい＞

「最初に貧困とか困っている家庭とかを出して、的にするとその子が、ちょっとしんどいというか、入りづらいと思う。ごちゃっとした中で、来てもらって、（そういう形にしたい）」、「施設を退所した子どもたちが、困っていることもあると思うので、『子ども食堂をやっているよ。』と声をかけています。自然に支援につながるようにしています」と、自然なかたちで参加できるように配慮している。また、「野菜とか食材とか渡して、『はい、終わり』になっていることを振り返り、来られた方の生活とか周りの環境とか、つかめてないよねって。」と、もう少し、親子の様子を見守ることが必要だとの気づきもある。＜困窮世帯の情報を知っている民生委員に食料支援は委ねている＞

フードパントリーにやってくる人の中には、気になる家庭も含まれている。また、フードパントリーには直接来ることはないが、生活に困窮する家庭もある。そこで、個別の事情がある家庭には民生委員を通して食材が届くような仕組みにしている。「民生委員が知っている給食費が払えないようなご家庭には、（フードパントリーとは）別日で個別に食料品を届けてもらっ

ている」、「頂いた食材をどうしたら良いのか、民生委員さんと相談して、月2～3回、地域で民生委員さんが個人情報もあるので、困っている家庭に届けている」と民生委員と連携して食料支援を行っている。

【母親が、調理経験がなく今まで手が出せなかった食材に対してレシピを貼り、説明すると食べてもらえ、お母さんの経験も広がる】

フードパントリーが食料支援だけでなく食材を通して、コミュニケーションをとり生活技術や文化を伝承する機会になり、母親の経験も広がるというカテゴリである。地域からいろいろな野菜が届く。中には農家が出荷しているものもある。生で食べる野菜ばかりではない。そこで、スタッフが話し合っ、レシピを壁に貼ることや、スタッフが母親に野菜の調理方法を説明するようなことを試みた。核家族が主流であり、祖父母と一緒に調理をする機会も減っている。地域の行事などで異世代の人々が集まって調理をすることも、今ではほとんど見られない。野菜料理のコツなど他者から伝授される機会が少なくなっている。

「生活経験って広がらない。フードパントリーに並べてあって、あまり食べたことがないものは、(お母さんが)取らない。スタッフがちょっと説明したりすると、『あれおいしかったです』と次に言われたりする。」、「野菜とかで、少し珍しい食材は黒板にレシピを貼って(おくと)スマホで写真を撮って帰られる」と母親が手に取り、調理をしやすいように工夫している。

【様々な媒体で情報発信することは、活動を応援する人を増やし、一方で支援を必要とする人を勇気づける】

困難を抱えている人がフードパントリーや子

ども食堂などを知ることで、直接援助を受けなくても、自分と同じような悩みや困難に立ち向かっている団体や人がいることが励みや支えになっているというカテゴリである。子どもの居場所は民間発のボランティアな活動である。したがって、各団体は運営費を捻出しなければならない。社会福祉法人は地域貢献として実施している。その他の団体は、助成金を申請する、企業からの寄付、経営者が負担するなど、様々である。また、当初は小規模で実施していたが、コロナ禍で、経済的な問題を抱える家庭や孤立していく家庭が増え、事業規模が広がり、マンパワーも必要となった。そこで、SNSを活用して、広く発信している。活動を知ってもらい、寄付や助成金の用途を広く広報し、食材提供などをしてくれる団体や人を増やすことにもSNSは重要である。

＜活動をSNSなどで広く発信することは、支援者を増やすだけでなく、支援が必要な人を応援するメッセージになる＞

「こういう活動を求めている人は結構いる。そういう場所があるってことが救いになっていきますっていうふうに言っていたいたりとかして。いつか行けたらとか、そういう発信だけは、とにかくしてるんで、そうやって開いてるんだっていうことが、ちょっと支えになったらいいかなと思って」、「わざわざ結構、遠くから来られて、どんなふうやってるんですかとか、FacebookとかSNSを見てくださったり、手紙を頂いたりとか、自分たちが、あんまやっている意味ないんじゃないかなって思ったときに限ってメッセージや手紙が届いたりで、励みになるような」という思いで実践している。

＜フードパントリーの情報発信で地域・企業・農家から野菜や食品をいただいている＞

身近な町内は紙媒体で広報し、合わせてイン

スタグラムやフェイスブックなどのSNSも活用している。また民生委員が地域の高齢者に声をかけているので、「ハウレンソウを地域の人がグループで作っているけど、一度にできすぎて捨てるしかないと困った高齢者（から）や新米ができたから古米が残り（困っていると古米を）いただく。」「農家から道の駅に出す野菜のうち、ちょっと曲がったものとか、数がそろっていないものを頂いている。」「フードドライブで頂いたもの、町内で呼びかけて寄付してもらったもの、企業からの寄付（してもらったもの）を袋詰めにしてわたす。」など、地域ぐるみでフードパントリーの活動を支援しているところもある。

【多様な人々と相互に関わることで、当たり前の生活体験と主体的な学びが増える】

子どもが多様な大人とつながることで、当たり前の生活体験ができるというカテゴリーである。届けられる野菜は地域の高齢者が作ったものもある。子どもが野菜を選び、仕分けを手伝うようなしかけをしている居場所もある。

<子どもの居場所では多様な人が関わり、役割をお互い担うことで学校ではできない体験をすることができる>

「そこで、活動を支える地域の人が存在し、畑仕事をしている高齢者なども関わりができる。」「いろんな体験活動を学校では絶対できないので、そんなことを地域でいろいろやっていけたら良いと思う。」「平日、子どもが学校から戻ってきたら、（居場所に）来て、そこに（野菜を持ってくる）高齢者とかいろいろやってきて、農家の方も多いため食材をもらったりしています。」<即席物ばかりでなく、簡単な調理ができるなど身近な当たり前の経験ができるようにしたい>

フードパントリーでは、提供していただく食材は日持ちのするものが中心で、調味料、缶詰、

レトルト食品やカップ麺も多い。袋詰めを最初からして、渡す場合は、様々な食材が入っている。自由にとってもらう場合は、カップ麺の需要は多い。次第にこうした現状に違和感があり、子どもが自分で簡単な調理ができるようになってほしいとスタッフは考えるようになっている。「フードパントリーでカップラーメンとか配ることになんとかもやもや感があります。子どもが自分でご飯や簡単なものが作れる経験とスキルをつけてもらいたい」、「ご飯の炊き方とかそういうことを子どもが知らない。だから結局、すぐ食べられる物を食べている。（ご飯を炊いた）経験もないので。」などの様子が把握できた。ご飯を炊くことや調理を家庭であまりしていないので、自分でやってみようとはならないことが子どもとの関わりでスタッフ側が気づく。自分たちは、当たり前と思っていることが、当たり前になっていないことを活動から気づいた。「子どもにご飯の炊き方がわからなかったら、動画とか見てやらないの？と聞いたけど、そういう意欲とかなく、身近の当たり前のようなちょっとした経験が大事なことだと分かった。」などの発言もある。

「即席の食材しか食べていない子どもがいて驚いた。私たちが（調理をして食事をするという）当たり前と思っていることが当たり前じゃない。だから家庭以外でも経験できるようにしたい。」

【スクールソーシャルワーカーが間に入っても不登校気味の子ども達が居場所を活用することに対して学校により判断が異なり、連携が難しい】

民間が実施する居場所の活動との連携は学校により対応が異なり、連携が難しいというカテゴリーである。

子どもの居場所にやってくる子どもの中には、登校するのがしんどい子どももいる。スタッフ

はできるだけ、情報を学校と共有して、子どもの力になりたいと考えている。また、家にずっと居るよりは、子どもの日中の居場所として、ふらっと来てもらうような場にしたい、子どもの日中のひとつの選択肢であっても良いのではないかと考えている。

「不登校の子どもを把握しているのは学校なので学校からこうした居場所の活動を（子どもと保護者に）知らせてほしい」、「学校と（居場所）の関係や連携は、その地域とか学校によって異なる」、「スクールソーシャルワーカーさんがいても、学校に居場所のことを言うてくださるところは、上手くいくこともあるけど、なかなか学校とは（連携が難しい）」学校との連携は必要だけど、難しいことが明示された。

5 考察

子どもの居場所事業に関わる担当者のグループインタビューでは、まず子ども食堂や学習支援、日中の居場所としての活動は、コロナ禍で食材や日用品などの物品の支援に拡大している。感染症が落ち着き、子ども食堂を再開しても、食料支援の必要性を感じ、実施している。グループインタビューの結果、以下の役割を果たしていると考えられる。

まず、1点目に、できるだけ多くの人にチラシなどに加えてSNSを利用して広報している。フードパントリーにやってくる親子は、広報したチラシやSNSの情報をキャッチしてやってくる。そうした中に、気になる家庭がある場合は民生委員などと連携し、支援につながる工夫をしている。ポピュレーションアプローチを行いながら、ニーズのある家庭に気づき、支援につなげているのである。食料支援が必要な家庭が進んで居場所やフードパントリーに来られない場合もある。そういった場合は、個人情報に配

慮して、民生委員が個別に家庭訪問をして食材や物品を届けている。また、大勢やってくる中には、生活が厳しい家庭も存在しているだろう。生活に困窮した家庭にも食料が届いているので、フードパントリーはフードセキュリティとしての機能を担っていると言える。ただし、活動の運営費は民間の取組なので、公費の支給はない。助成金や寄付を得るためにはSNSの発信や助成金の申請など、本来の活動とは別の負担もある。

2つ目に、本調査対象の団体は、地域に根づいた活動を行い、地域の人が何かしらの協力者となっている。例えば、地域の高齢者がフードパントリーのチラシを見る、民生委員からの情報提供により自分が栽培した野菜を届けている。フードパントリーを通して支え手となり、役割を担っている。また、子どもの保護者がスタッフである場合もあり、サービス利用者であるが、支え手でもある。この点は、子ども食堂と同じく、地域の高齢者やスタッフとの交流の機会となっている。

3つ目にスタッフは、自分たちが当たり前だと思う経験ができていない子どもがいることに気がついた。即席物を多く食べ、調理されたものを食べる余裕が家庭にないということである。家庭の背景を考えると活動を振り返った。スタッフは来る母親の背景や家庭を考えた対応が必要であると感じて食材を渡すだけでなく、積極的に声をかけるなど、スタッフが持つ生活技術などを伝える工夫をしている。

子どもの居場所を提供する団体がフードパントリーを実施する点について以下の機能が期待できると考察した。

子どもの居場所では、スタッフが、親との関係や生活状況、子どもを取り巻く社会的環境を考えて、対応を考えることが必要だと考えていた。貧困対策として当たり前の生活や体験がで

きるように、工夫できることはないかと話合っている。子どもだけでなく、母親の生活経験が広がることや気軽に他者とコミュニケーションができる機会を作り出そうとしている。そうした意味でも食料を提供するだけの活動ではないと言える。

調査対象者の子どもの居場所が提供するフードパントリーは図3のように4つの機能があると言える。前述の農林水産省が期待する図1の2つの機能である食品ロスの削減、困窮者に対するフードセキュリティの機能に加えて、3つ目に孤立を予防し、支える人と支えられる人がフードパントリーを中心につながる。民生委員や地域の高齢者ともつながることができている。また、個別のニーズがある家庭にスタッフが気づいたら、配慮しながら支援を届けようと工夫している。4つ目に、スタッフが声をかけるなどして、生活技術を伝え、経験を広げる機能を持っていると言える。居場所やフードパントリーにやってきて、黙って食材だけを渡すのではなく、挨拶や声かけから、新しい経験ができるような工夫をしている。

最後に活動する上で、学校との連携が必要である。子ども福祉分野においても多職種協働や包括ケアが推進されている。学校はその1つの機関である。教育機関とこうした民間の福祉的な活動をする機関や組織との連携が上手くいか

ないという指摘がある。この改善は、行政が担うべきだろう。福祉と教育機関が連携できるように福祉行政がぜひ関与してもらいたい。

【注】

1) 厚生労働省 HP 平成22年国民生活基礎調査の概況

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa10/2-7.html> (2023/3/14)

2) 厚生労働省 HP 国民生活基礎調査(貧困率)よくあるご質問

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21a-01.pdf> (2023/3/14)

3) ワークフェアについては、厳密な定義がなく人によって使われ方も異なる。

いくつかのタイプがある。埋橋孝文編 2007『ワークフェア 排除から包摂へ?』法律文化社 pp.17-19.

4) 厚生労働省 HP「生活保護制度の在り方に関する専門委員会 報告書」(2004年12月)

<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/12/s1215-8a.html> (2023/3/14)

5) 厚生労働省 HP 生活困窮者自立支援制度 平成27年7月厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 資料 p.7

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyo-Shakai/2707seika>

図3 子どもの居場所が提供するフードパントリーの機能



tukonnkyuushajiritsu siennseidonituite.pdf
(2023/3/19)

6) 子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月29日閣議決定）

<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/taikou.pdf> (2023/3/14)

7) 子供の貧困対策大綱（令和元年11月29日閣議決定）

<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/r01-taikou.pdf> (2023/3/14)

8) 栗林千絵子（2016）「地域を変える 子どもが変わる 未来が変わる！」『社会運動 No.421』市民セクター政策機構 pp.86-103.

9) NPO 法人全国子ども食堂支援センターむすびえ

https://musubie.org/monthlygift/a/?utm_source=yahoo&utm_medium=cpc&utm_campaign=basic&yclid=YSS.1001202901.EAIaIQobChMI_ovPurrW_QIV1NGWCh2e3w-3EAAAYASAAEgI5D_D_BwE (2023/3/14)

10) 田中聡子（2020）「保育所利用児保護者に対する調査」令和2年度県立広島大学重点事業報告書 p.35

11) 埼玉フードパントリーネットワークのホームページ

<http://saitama-fpn.main.jp/news/news-release-2>

12) 農林水産省食料産業局「フードバンクの現状について」

<https://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/syokuhin/recycle/foodbank/attach/pdf/discussion2020-7.pdf> (2023/3/14)

13) 農林水産省フードバンク活動強化緊急対策事業

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/foodbank-21.pdf (2023/3/14)

14) 川喜田二郎（1986）『KJ法—渾沌をして語らし

める』中央公論新社に準じて42枚のKJラベルを用いて狭義のKJ法にて分析をした。

【参考文献】

岩田正美（2007）『現代の貧困 ワークキングプア / ホームレス / 生活保護』ちくま書房 p.166.

埋橋孝文・矢野裕俊・田中聡子・三宅洋一編『子どもの貧困 / 不利 / 困難を考える 施策に向けた総合的アプローチ』ミネルヴァ書房 pp.205-218.

埋橋孝文編（2007）『ワークフェア 排除から包摂へ?』法律文化社 p.19.

川喜田二郎（1986）『KJ法—渾沌をして語らしめる』中央公論新社 pp.121-170.

栗林千絵子（2016）「地域を変える 子どもが変わる 未来が変わる！」『社会運動 No.421』市民セクター政策機構 pp.86-103.

住田正樹・南博文編（2003）『子どもたちの「居場所」と対人的世界の現在』九州大学出版会 pp.3-6.

ピーター・タウンゼント「相対的収奪としての貧困—生活資源と生活様式—」D. ウェッダバーン編 高山武訳『イギリスにおける貧困の理論』光世館 pp.19-54.

たなか さとこ

博士（社会福祉学）。県立広島大学保健福祉学部人間福祉学コース。

専門は地域福祉、社会政策。子どもの居場所やひとり親家庭への福祉的支援を主なテーマとしている。

【著書】

黒田公美編者 田中聡子・宮澤絵里・松宮透高「要保護児童対策地域協議会——全国悉皆調査データから読み解く、その機能を高めるための職員配置」『子ども虐待を防ぐ養育者支援—脳科学、臨床から社会制度まで』pp.202-223. 榎岩崎学術出版社、2022年

田中聡子編『ひとり親家庭に寄り添う支援』ふくろう出版、2022年

田中聡子・志賀信夫編『福祉再考：実践・政策・運動の現状と可能性』pp.33-56. pp.214-221. 旬報社、2020年

松本恭子・田中聡子編『若年性認知症を笑顔で生きる笑顔で寄り添う』クリエイツかもがわ、2020年

【論文】

田中聡子（2020）「低所得母子世帯の自立支援」社会政策第11巻（3号）pp.102-112.
